～ 重要なお知らせ ～

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の皆様へ

令和９年３月３１日までの経過的特例として、高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）については、市町村民税の所得割額が２３万５千円以上の世帯に属する方も自立支援医療（精神通院医療）の対象（負担上限月額は２万円）とされており、現時点では、令和９年４月１日以降の取扱いが未定となっています。

このことから、兵庫県発行の受給者証について、次の点にご留意下さいますようお願いします。

所得等	対象時期	自立支援医療 対象・対象外	自己負担 上限月額
・市町村民税の所得割額が２３万５千円以上 ・高額治療継続者	現行（令和９年３月３１日まで）	対象	２万円
	令和９年４月１日以降　**※取り扱い未定**		
	経過的特例が延長された場合	対象	２万円
	経過的特例が延長されない場合	対象外	―

（見本）

自立支援医療（精神通院医療）受給者証

公費負担者番号		高額治療継続者	
自立支援医療受給者番号			
受診者 氏名		生年月日	
受診者 住所			
被保険者証の記号及び番号		保険者	
保護者 氏名		続柄	
保護者 住所（受診者が18歳未満の場合記入）			

指定医療機関	名称	所在地

自己負担上限額	月額　20，000円　(D)
有効期間	令和○年○月○日から令和□年□月□日まで 経過的特例が延長されない場合、有効期間は令和9年3月31日までとする
当該支給認定に係る申請書への診断書の添付	

上記のとおり認定する。

令和◇年◇月◇日　　兵庫県知事　兵庫県知事印

※有効期間内に令和９年４月１日以降の日付が含まれる方の受給者証は、取り扱いが未定の期間中、左記見本のとおり表記します。

※経過的特例が延長された場合は、「令和□年□月□日」の部分に記載された日まで受給者証をお使いいただけます。

令和９年４月１日以降の経過的特例の取り扱いについて、国からの決定通知がありましたら、改めてお知らせします。

【兵庫県福祉部障害福祉課精神障害福祉班】